

宿泊施設の自動火災報知設備基準改正か - 西日本防災システム

2012 12 07

総務省消防庁は、現在延べ床面積300㎡以上のホテルや旅館に義務付けている自動火災報知設備の設置に関して、5月の広島県福山市のホテル火災で7人が死亡した火災を受けて全ての宿泊施設に対象を広げる方針を決めました。来年度中に消防法施行令の改正案をまとめるようです。消防庁によりますと、300㎡未満の宿泊施設は平成23年3月末時点で全体の23%に当たる14、740カ所で、13～22年の統計では火災100件当たりの死者数は5・2人となり、一般住宅の6・6人とあまり変わらない水準で、対策が課題となっていました。また、社会福祉施設や病院・診療所でも自動報知機の設置義務化の対象拡大も検討するようです。現在は300㎡未満で設置義務があるのは、自力での避難が難しい高齢者が入居する特別養護老人ホームなどに限られますが、これも入院患者や入所者がいる全ての施設に拡大できないかを議論するようです。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

